

編集：日本弁護士連合会
国際室

(主な内容)

日弁連留学制度一帰国者による報告会
LAWASIAに参加して
英国法律扶助の最新の動き
セミナーのお知らせ

日弁連 留学制度 ～帰国者による報告会～

日弁連には公益的活動をしている会員を海外のロースクールに推薦して派遣する留学制度があります。去る2011年11月29日、この留学制度の帰国者による報告会が弁護士会館で開催されました。

前半では、ニューヨーク大学に留学した梅田康宏会員、カリフォルニア大学バークレー校に留学した牧田潤一朗会員、イリノイ大学に留学した藤井靖志

会員が、各ロースクールでの研究環境についてパワーポイントを用いて報告しました。

各大学の研究環境の素晴らしさに会場の皆さんも留学への「夢」を膨らませたところで、後半では敢えて留学の「苦労話」に焦点を当てた「留学にまつわる“本音”トーク。『聞きづらいけど知りたい疑問』に答えます！」と題するパネルディスカッションを開催しました。

ここからは、ニューヨーク大学に留学した小原路絵会員も加わり、「英語の準備は?」「事務所との関係は?」「やはり、留学費用は?」「留学のタイミングは?」「一般民事の弁護士にとって留学はプラスか?」といった質問にパネラーが回答。「お金はかかる(特にNY

本留学制度についての詳細は、
日弁連 HP <http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/studyabroad.html> をご覧下さい。



は物価が高い)が、留学にはその価値があった。」「海外では専門家として扱われる所以何年か実務経験を踏んでから留学すべき。」といった声が聞かれました。約50名の参加者の中には熱心にメモを取りながら聞いている方も多く、本留学制度への関心の高さが伺われました。

(国際室幹事 北村 聰子)

受けました。日本の裁判所が刑事裁判において国際人権法を適用したがらない現状が報告された一方、私自身も人権侵害事案を裁判所で積極的に争ってこなかったことに気が付きました。今後は、自らの弁護活動を見直し、国際人権法にも留意していくたいと思います。

私が国際会議に参加したのは、今回が初めてです。普段の立場の違いを超えて、法の支配に携わる専門職同士が友好を深めることができる素晴らしいイベントであり、とても貴重な経験となりました。

そして、経済的支援制度がなければ、私はLAWASIAの存在自体を知ることができなかっただと思います。会議の存在を周知するという意味でも、経済的支援は有効であり、ぜひ継続していただきたいと思います。

LAWASIAに参加して 滋賀弁護士会 北川 靖之

2011年10月に日弁連からの経済的支援(登録10年以下の会員について一部参加費用を負担)を受け、韓国・ソウルで開催されたLAWASIA年次大会に参加させていただきましたので、簡単に御報告いたします。

私が居住する滋賀県では、多くのブラジル人や中国人が仕事をしながら生活しています。彼らからの法律相談も、今後は増加することが予想されます。そのため、労働法セッションの「マレーシアにおける

移民労働者問題」は、興味深く感じました。同国では、外国人を低賃金で雇う目的で自国民を解雇することが禁止されるなど、自国民労働者を守る方策がとられているとのことです。日本でも、低賃金の労働は外国人にとって代わられつつあるため、今後の方策について考えさせられました。

また、人権法セッションの「国内・国際の司法・非司法メカニズムにおける法の支配の実現」にも感銘を

英國の法律扶助の最新の動き

世界一の規模を誇る英国の法律扶助であるが、司法予算の削減に伴い法律扶助予算についても削減する方針となり、そのための改革案が議会で審議されている。この改革案に加えて、英国政府は、さらなる法律扶助予算の削減を目的として、刑事件について、法律扶助事件を受任できる事務所を選定する際に価格競争を導入する方針も示していた。これまでの担当事務所選定は事案の処理能力等を考慮してなされてきており、仮に価格競争が導入されれば初めてのこととなる。価格競争の導入については、司法アクセスを阻害するなどの理由でソリシター、バリスターいずれからも激しい反対がされており、刑事専門バリスターの団体の会長が仮に価格競争が導入されたらストライキも辞さないと表明

していたほどであった。

しかし、2011年12月1日、政府は、審議中の法律扶助制度改革の施行を6か月延期するとともに、刑事法律扶助事件担当事務所選定における価格競争の導入に向けた意見聴取(コンサルテーション)を2013年秋まで2年間延期することを明らかにした。声明の中で、これらの延期が、2011年10月の非法律家参加型の法律事務所形態(ABS)の導入等の最近の法曹界の変化に配慮したものであることが言及されている。政府は依然として将来的に価格競争を導入する方針を維持しているものの、今回の延期は、ソリシター、バリスターから大きな歓迎を受けている。

(国際室嘱託 片山 有里子)

セミナーのお知らせ

国際貿易における法律家の新たな役割

◆プログラム

1.貿易救済措置担当当局による説明

～国際通商法の基本原則(WTOルール)・日本の特殊関税制度について～

2.実務家による講演

～貿易救済措置の利用について実務家の立場から～
川合 弘造 弁護士

日 時：2012年2月23日(木)

18:00～20:00

会 場：弁護士会館17階1701会議室

※セミナー詳細、申し込み方法については、
日弁連HPを御参照ください。

URL [http://www.nichibenren.or.jp/
event/year/2012/120223.html](http://www.nichibenren.or.jp/event/year/2012/120223.html)